

## 三重県防災対策推進条例の改正について（基本的な考え方）

令和元年 7 月  
防災対策部

### 1 現行条例の概要

県内のさまざまな主体が防災対策を行う上で共有すべき理念を定めるとともに、各主体の役割を明確にし、相互の緊密な連携のもと、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い地域社会を実現することを目的としています。

#### 【現行条例の構成】

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 前文                        | 自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進する三重の決意                           |
| 総則<br>第1条～第11条            | 目的や基本理念など条例全体に共通する事項を規定<br>「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」についても規定 |
| 災害予防対策<br>第12条～第50条       | 災害の発生または拡大を災害が起こる前に防ぐための対策を規定                           |
| 災害応急対策<br>第51条～第71条       | 災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがある場合に、被害の発生または拡大を防ぐための対策を規定     |
| 災害復旧復興<br>対策<br>第72条～第75条 | 災害が起こったあとに、施設や地域社会を再生し、より災害に強いものにするための対策を規定             |
| 雑則<br>第76条～第77条           | 県民の意見を聴くなどを規定   |

### 2 条例改正の背景

本条例の制定（平成 21 年 3 月）から 10 年が経過する中で、東日本大震災、紀伊半島大水害を始め、熊本地震、平成 29 年台風第 21 号、平成 30 年 7 月豪雨等、大規模な災害が発生しました。

- (1) このような大規模災害が起きる度に県民の危機意識は向上しているものの、災害時における避難行動、特に高齢者の避難行動には必ずしも結び付いていない現状があります。
- (2) 適切な避難行動につなげるためには、「共助」の役割が大きいといわれており、自らの命は自らが守る「自助」の取組と合わせて、さらに促進をはかる必要があります。
- (3) 国では、国民が確実に命を守る避難体制の促進や南海トラフ巨大地震などへの対応を深化させています。
- (4) 近年の災害の教訓を踏まえ、「三重県復興指針」、「三重県広域受援計画」、「三重県版タイムライン」等を策定したところであり、こうした観点を新たに条例に盛り込む必要があります。
- (5) 多様な避難行動要支援者への配慮、災害からの早期復旧・復興など、これまで以上に「多様性」や「持続可能性」などを大切にした防災対策を進めていく必要があります。
- (6) AI や IoT 等の革新的な技術が進む中、様々な情報を把握し、的確かつ迅速に災害対応を実践できる防災人材が必要となっています。

このような中、令和元年は、伊勢湾台風 60 年、昭和東南海地震 75 年の節目

の年であり、この機会を捉え、当条例を見直し、県民の皆さんの「防災の日常化」の定着を図るとともに、防災対策に取り組む機運の醸成につなげます。

### 3 改正の基本的な考え方

「三重県防災対策推進条例」は、「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体とともに力を合わせて、防災対策を推進するために制定し全国でも最多の条文数で構成されています。

今改正では、「防災の日常化」や、近年の災害の教訓を踏まえた「避難行動」「受援」「事前復興」などの制定後10年間の新たな考え方や防災対策について、各主体の責務や役割の整理を行います。

さらに、「令和」という新しい時代にめざす社会、「三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会」の実現に向けて、将来を見据えた改正を行うため、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称)の取組等とも整合を図り、わかりやすく実効性のある条例になるようにします。

#### 【主な条例改正内容案】

##### (1) 基本理念の修正

(現行条例：「自助、共助、公助が基本」、「各主体の相互連携が必要」)

- ・ 防災対策を生活、仕事等の中に日常的に定着させていく「防災の日常化」の追加

##### (2) 近年の災害の教訓を踏まえた修正

- ・ 要配慮者の視点に基づく防災対策の推進(多様性)
- ・ 受援の考え方の反映
- ・ 人材育成の位置づけ(職員の防災対応能力の向上)
- ・ 「自助」「共助」の取組の深化(防災対策の更なる深化)
- ・ 消防団の充実・強化

##### (3) 将来への対応

- ・ ICT技術の進展に伴う新しい社会(Society5.0)への対応
- ・ 事前復興の考え方の反映(SDGsの一環)

※各部局と対話を行いながら、改正内容について調整を図ります。

### 4 今後の主なスケジュール(予定)

|      |                  |                |
|------|------------------|----------------|
| 9月   | 防災対策会議・防災対策会議幹事会 | 条例改正の検討状況報告    |
| 10月  | 県議会防災県土企業常任委員会   | 条例改正の検討状況報告    |
| 11月  | 防災・減災対策検討会議      | 条例改正案検討【有識者会議】 |
|      | 防災対策会議・防災対策会議幹事会 | 条例改正案検討        |
| 12月  | 県議会防災県土企業常任委員会   | 条例改正案説明        |
|      | 市町等防災対策会議        | 〃              |
|      | みえ企業等防災ネットワーク    | 〃              |
| 令和2年 |                  |                |
| 1月   | パブリックコメント        |                |

|    |                         |                |
|----|-------------------------|----------------|
|    | 防災・減災対策検討会議             | 条例改正案検討【有識者会議】 |
| 2月 | <u>防災対策会議・防災対策会議幹事会</u> | 条例改正案検討        |
|    | 県議会三重県防災対策推進条例改正議案の提出   |                |
| 3月 | 県議会防災県土企業常任委員会          | 条例改正案説明        |